

令和2年9月24日

木島平村代表監査委員 渡邊吉基様

木島平村長 日基 正博



令和元年度木島平村一般会計及び特別会計決算審査意見の対応について

令和2年7月30日付け2木監査第17号による令和元年度木島平村一般会計及び特別会計決算審査意見について、次のとおり対応します。

第3 総括

(1) 平成30年度決算審査において指摘した一般廃棄物処理事業の未実施事業については、早急に改善するとの回答を得ているが、改善されないまま今年も未実施となっている。ごみ減量化は当村においても重要な課題であることから、今後着実に取り組みを実施し、減量化を図られたい。

対応

ごみ減量化に向けての未実施となった取り組みについては確実に実施します。今後特に資源ごみの分別によるリサイクル・リユース化を図り、燃やせるごみの減量化を図ってまいります。

(2) 本年度の村税の不納欠損額4,859,163円となっている。その要因を再度検証し、税負担の公平を欠くことのないよう回収に努められたい。

対応

不納欠損処分は、地方税に基づき進めております。法人の登記が閉鎖となっているものや相続人全員の相続放棄などが主な要因です。

税負担の公平性を欠かないためにも、滞納整理の早期着手と滞納の早期完納を目指して取り組んでまいります。

(3) 自主財源の確保は、村の財政運営において大変重要な課題のひとつである。村税及び料金等における滞納金の徴収にあたり、既に対策会議等を設けて推進されているところであるが、さらに各係間において情報を共有し連携を図りながら引き続き徴収の強化に努められたい。

#### 対応

村税及び各種料金を扱う職員で構成する徴収対策会議において、情報を共有しながら徴収にあたっています。

さらに滞納処分の際には、情報を担当課と共有するとともに、滞納者への対応についても担当課連携し取り組んでおります。

コロナ禍の中、収入の減少や失業など、住民の皆様への影響も出ていることから、個々の事情に配慮しながら引き続き全力で徴収に努めてまいります。

(4) 経費をいかに抑え軽減できるかは財政運営にとっては肝要な事項である。日頃から経費の節約に努められているが、さらに電気料や燃料代等経費全般の削減に努められたい。

#### 対応

職員一人ひとりのコスト意識を徹底し、組織をあげて、様々な手法により経費の削減に努めてまいります。

(5) 職員の労務管理について、村ではかねて公務災害が発生したことから再発防止を図るため対策をおこなってきたところであるが、職員の労働安全衛生対策、公務災害防止対策の取り組み等について、実効性あるものとされ、公務災害が起きないように努められたい。

#### 対応

公務災害の防止に向け、各職場におけるケガや事故の原因となる危険箇所及び危険作業の調査とその改善に取り組むとともに、職員のメンタルヘルスチェックの実施と産業医や精神保健福祉士など専門職による相談体制を構築し、職員の心の健康づくりを進めています。

また、パワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止については、ハラスメント問題の基本的理解に関する事項の職員周知を図ったところであり、今後、

ハラスメント防止マニュアルを定め、職員研修の実施や相談体制の充実を図り、ハラスメントの防止に向けて適切に対応してまいります。

(6) 昨今の水害の発生及び頻発する地震等に加え、新型コロナウイルスの発生により一朝有事の際の避難所の運営等の対応が非常に重要となってきた。現在村には数か所の避難所指定施設があるが、村民の安全を確保するため、新型コロナウイルスにも対応した、避難所運営に係るマニュアル等を早期に策定されたい。

#### 対応

集中豪雨など昨今の自然災害の発生状況と感染症予防対策を鑑みて、避難行動マニュアル及び職員防災初動マニュアルを8月に策定しました。感染症予防対策を考慮した避難所運営マニュアルについては、本年度中に策定いたします。

(7) 村ではここ数年来大学連携事業として、学生による地域連携ワークショップ事業を実施し、若者のアイデアによる村づくりに向けての提案を受けてきた。これらの提案について検討委員会を設置する等により実現の可能性を検討されたい。

#### 対応

係長以上で構成される庁内会議において提案内容を共有し、事業担当課において積極的に実現に向けた検討を進めます。

実行にあたっては、事業計画及び予算の中でさらに検討を進め、実現に向けて取り組んでまいります。

(8) 後期高齢者医療事業において、令和2年5月15日付けで資格喪失者へ保険料還付が行われている。保険料を還付した対象者は平成30年4月から令和2年3月と長期間に渡って資格消失した者であった。保険料還付事務処理については、手順書の有無を確認し、その手順書に従って正確な事務処理をすることとされたい。

#### 対応

特別徴収の還付について、近隣市町村に確認したところ還付に係る手順書等を整備している市町村はありませんでした。

また、還付の時期については、いずれの市町村も年金機構等から通知が来てから還付の手続きを行っており、半年程度経過してもなお通知がなされない場合には相続人

等に還付する市町村がある一方、3年以上保留している市町村もあり対応は一樣ではありません。

今後は担当者が変わっても統一した事務処理が行えるよう、手順書等の整備を図ります。

(9) 国民健康保険事業の安定した運営を進めるためには、被保険者の健康管理に意を注ぎ、病気にならないこと、また病気が早期に発見・治療されることが肝要である。引き続き健康管理健診の受診率の更なる向上と病気予防対策に積極的に取り組まれたい。

#### 対応

国民健康保険事業の安定した運営のために、健康管理検診の受診勧奨を地道に行いながら受診率の維持向上に努め、健康づくり事業の推進と予防事業の着実な実施等、病気予防対策に積極的に取り組み村民の健康増進を図ってまいります。

(10) 村の第三セクター木島平観光株式会社に対し、令和元年1月から4月の間三回にわたり運転資金の申し込みにより、合計4千万円の貸付金が実行された。本来貸付金申し込みにあたっては、第三セクターといえども、その資金の必要性・金額の妥当性・回収の確実性・会社の財務内容等が把握できる必要書類の提出を求め十分審査したうえで応ずるべきである。

更に、木島平村長期貸付金貸付要綱第9条に於いても、事業計画書の提出を求めているが、全く書類の徴求がないまま貸付けが行われている。早急に必要書類を徴求し実態の把握を行うとともに、返済について不履行とならないよう回収に万全を期されたい。なお、同要綱9条の徴求書類については、漠然としているので、具体的な内容に変更するよう検討されたい。

#### 対応

木島平観光(株)への長期貸付については、「木島平村長期貸付金貸付要綱（以下「要綱」という。）」に基づき、木島平村観光施設の運営主体の経営安定化を支援するために行っております。徴求書類につきましては、要綱では申請書に加えて事業計画書を添付することとなっております。しかしながらこれまでは「資金計画書」として借入金額と用途のみが記載されている書類のみの徴求でありました。ご指摘のありました

必要書類につきましては、要綱上の償還期間である10年間の「収支計画書」及び「償還計画書」を徴求することとし、早急に実態の把握に努めます。また、これに伴う要綱第9条につきましても今後改正を行います。

(11) 令和元年度において、空き家活用等補助事業について4件の申請があり、うち、2件について、同交付要綱第5条第1項第3号の規定に基づき、18歳以下の扶養する子と同居する者として補助金が加算されていた。加算にあたり同要件を確認したとする書類を添付されたい。

なお、要綱の中にいくつか年齢要件に係る記載があるが、要件に関する基準日の定めがないため、規程を明確にされたい。

#### 対応

補助金交付申請書の提出に併せて、申請者から「市町村税等の納入状況及び住民登録状況等確認同意書」を提出していただいておりますので、村税等の滞納状況及び住民情報を、関係課・係に照会する際に、世帯員の生年月日を確認するようにいたします。

また、補助金交付要綱に規程されている「18歳以下の扶養者」について、交付申請書類に、申請日を基準日とした年齢を記入する欄を設けるよう、今後、様式の改正を行うこととします。

(12) 木島平村スキー競技選手育成強化等補助金1,080千円が交付されている。補助限度額については同交付要綱第4条により補助対象経費の2分の1の額と規定されているが、確認すべき書類が添付されていないので、交付申請にあたり補助対象経費が確認できる書類を添付されたい。

#### 対応

交付要綱に基づく確認すべき関係書類を添付します。

(13) 生涯学習事業として樽川水系水源視察をおこなっているが、農業立村である当村においては、水は大変大切に貴重な資源である。先祖から大切に伝えられてきたこの資源を享受する村民として、この資源を大切にするとともに、守り伝えられてきた歴史を再確認する必要がある。また、この村の次代を担う子供たちへも伝承してい

く必要があると思われるので、多くの方に参加いただくよう、事業の実施の方法について検討されたい。

#### **対応** 生涯学習課

多くの住民に樽川水系の歴史とその尊さを伝えるために、次年度の公民館事業で従前の規模を拡大し計画します。また、次代を担う子供たちへも伝承していくために、小学校・中学校とも連携した取り組みを進めます。

#### 第4 財政の構造

実質公債費比率が13.3%で前年度対比0.7ポイント増となった。新庁舎の建設や公共施設の維持管理に伴い、実質公債費比率は更に上昇し数年後にはピークを迎えると予想されている。このように財政状態は、依然として厳しい状況が見込まれることから、今後とも公共施設の維持管理にあたっては管理計画に基づき総合的な判断のもと、実質公債費比率が18%を超えることがないように計画的に対応されたい。

また、地方公共団体財政健全化法による4指標についても、数値に注視し、健全な財政状態の維持を図られたい。

#### **対応**

指標に示すとおり村の財政状況については、健全な状態ですが、今後予定している公共事業により将来的に実質公債費比率等の上昇が見込まれます。

既存公共施設の維持管理費が、将来的に村の財政に大きな負担となるため、公共施設の適正な維持管理を進めるとともに、財政4指標の数値に注視しながら、健全財政を維持してまいります。